

官報號外

平成十四年七月三十一日

案について、提案の趣旨を説明いたします。
まず、決議案の案文を朗読させていただき
す。

本院は、議長倉田寛之君を信任しない

石川縣立農業試驗場

開会のベルを押しました。そして、全野党が欠席する異常な光景を物上もせず、ギャベルを「ち鳴

平成十四年七月三十一日(水曜日)

卷一百一十五

○議事日程 第四十四号

平成十四年七月三十一日

卷之三

(委員会審査省略要求事件)

（角田義一君外九名発議）（委員会審査省略要
求事件）

○本日の会議に付した案件

一、ホームレスの自立の支援等に関する特別措

置法案（衆議院提出）

1918年生の一部を亞正子が著述した（参考文献）

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び

少年院施設の増員に関する請願外六百一十九

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中

も継続するの件

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 議長不信任決議案

官 報 (号 外)

て示すだつたはずではありませんか。そして、そのようにして初めて、院全体の、国会法十九条が定める代表者になれるからだつたはずであります。しかし、議長の取つた行動は院の代表者の行動ではない。院の代表者というよりも、与党の代表者でしかなかつたのであります。

議長は委員会の進行方法 阿部委員長から報告を聞いたそうであります。その際、議長御自身から、委員会では瑕疵はなかったのかと質問されたそうです。この議長の質問自体、瑕疵の存在を議長が認識していたことの先行自白ではないでしょうか。そして、瑕疵を認識しながら、あえて瑕疵はなかったかと質問する。それは議長自身の保身の老猾さを示す以外の何物でもありません。せん。

ます。

これは、与野党ありませんよ。一月二十一日から始まつた今国会に、内閣は勝手に四重要法案などと名付けて、本来なら数次の国会にわたつて慎重に審議すべき重大な問題点を含む法案を立て続いたがつて、国民各界各層の意見を十分に集約しがけに国会に提案してきた。これら重要法案の中で、とりわけ健康保険法改正案は、国民の暮らしと経済に深刻な影響を与える法案であります。したがつて、国民党各界各層の意見を十分に集約し必要なら修正を加えた上で、更に意見集約の努力を行うべき法案ではないでしようか。

本来、今国会は六月十九日が会期末であった。しかし、その時点において、これら重要法案の一

つでも衆議院を通過していただけありますようか。

す

正に、どれも衆議院を通過していない無残な状況、そんな無残な状況を知りつつ、重要な健康保険法改正案を参議院に送り込んできたというの

衆議院においては、四月十九日の本会議質問から六月二十一日まで一か月以上も審議をし、参考人、地方公聴会も含めると六十時間以上に及ぶ大詮議會（こだまぎくわい）である。

し、国民不在で重要法案を採決したという歴史に残る重大な汚点となるあります。正に参議院の自殺行為にはかならないじゃありませんか。環姫の第六は、議運理事会での与党のだまし討

ち的な対応であります。
そもそも、二十五日十三時開会の議運理事会、厚生労働委員会から公聴会の提案があるという理

由でいったん休憩になつております。しかし、その直後に行われたのは、公聴会開催の決定どころか、正に混乱の極致、委員会の強行採決だった。信頼を失わせる対応であります。その日の深夜の本会議が報載、これに結び付く在歎的な義理

い。
事会の運営が行われたと指摘をさせていただきた
瑣疵の第六は、二十六日の本会議設定のための

議運委員会であります。

た。厚生労働委員会への差戻しを要求してまいりました。ところが、これに対する明確な返答もな
いまま、山崎議事室委員長は委員長職権によつて義

連委員会を强行開会。そして、議運委員会も与野党間の合意のないまま强行されたのであります。

厚生労働委員会においては、一方的な審議打切り、強行採決。議院運営委員会においては、委員長職権での強行開会。二重に委員長の強行運営が

なされたにもかかわらず、その上に更に倉田議長は本会議の開会を強行いたしました。正に議長の立場と議長の職務を放棄したものであり、議長と

しての基本的な資格が完全に欠落していると断ぜざるを得ません。

は、衆議院においても強行採決がなされたものであります。そして、参議院においても再び強行採決。議長、こんな有様では、もう参議院を良識の府などと語るのはやめていただきたい。あなたの辞書から良識の府という言葉を削除し、その代わりに暴力の府とでも登録していただきたい。

議長、あなたがやるべきことは、参議院の強行採決の歴史を刻むことではないはずであります。衆議院の傷を治癒し、参議院での良識ある審議を保障し、そのために全力を挙げてのリーダーシップを発揮することではありませんか。重要な法案であればあるほど、与野党対立の溝が深ければ深いほど、合意の上で審議を進め、採決を行うことが当然の務めであります。

議長、繰り返し申し上げます。あなたは、本会議開会のベルを鳴らすことにより、同時に参議院の自殺行為のスタートボタンを押した。多くの意見を聞き入れ、審議を尽くしていくこと、それが議会の、とりわけ参議院の役目であります。このような強引なやり方が認められれば、それこそ参議院は参議院のカーボンコピーと呼ばれて何の反論もできないじゃありませんか。衆議院の下請機関と呼ばれて何の反論もできないじゃありませんか。法案成立のための單なる通過儀礼の府となつてよいのであります。

参議院は参議院として権威を持つて臨むべきであります。議長は参議院の存在を示すために全力を尽すべきであります。その期待を見事に裏切った以上、倉田議長には辞めていただくばかりません。

よって、我々はここに議長不信任決議案を提出いたします。本決議案に多くの議員が賛成され、

速やかに可決されることをお願いをいたしまして、提案を終ります。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 本決議案に対し、討論の通告がございました。順次発言を許します。矢野哲朗君。

(矢野哲朗君登壇、拍手)

○矢野哲朗君 私は、自由民主党・保守党・公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました倉田参議院議長に対する不信任決議案に対しまして、断固反対の立場で討論を行います。(拍手)

百五十四国会、百九十二日間の今国会での最終局面での、国民にとって大変重要な健康を守る医療保険制度の安定的な運営を図るための健康保険法の一部改正法案等について、委員会として十分な審議を行い、瑕疵なく採決したにもかかわらず、野党が本会議採決に欠席したことは、誠に残念至極、遺憾なことであると言わざるを得ません。

これを受け、二十五日から二十六日に掛け、議運委員会を中心にぎりぎりまで話し合いを積み重ね、理解を得るべく最大限努力したのであります。

が、野党諸君はあくまで本法案の成立阻止を目指し、かたくなな姿勢を崩さなかったのは残念極まりないことがあります。

本院における厚生労働委員会の審議は七月一日にスタートをいたしました。その冒頭の委員会では、野党の意見に十分配慮し、小泉総理の出席の下で開会されました。七月二十五日までの間、三日間にわたる参考人質疑を含め、合計約四十時間に及ぶ濃密かつ慎重な審議が行われております。

これは、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、良識と良心をもつて、国民の負託にこたえる議員各位とともに、本決議案に

断固反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

それにもかかわらず、野党が採決無効を主張し

り動議に応じて採決したことは万やむを得ない判断であったのであります。

これが、ここ数回の健康保険法改正の参議院の委員会の審議時間としては最も長いものであります。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

旨に反するものと断ぜざるを得ません。

諸君による不信任決議案の提出は、議会政治の本旨に反するものと断ぜざるを得ません。

この際、不信任提出に至った会派と議員各位に

猛省を促すとともに、

私の個人的な正直な感想を述べれば、議長、あなたは議員として大先輩であり、そして経験豊かな議員であります。先日の井上前参議院議長の辞任に当たり新議長に選出をされ、議長としての実績を踏み出されたばかりであり、不信任決議は大変残念であります。しかし、その倉田議長に、今ここで不信任決議案に賛成するのは、そうすることが日本の民主主義を高めると確信するからにはなりません。

今日の政治の状況を見てみると、現憲法下、一院制の下で、良識の府參議院の存在や独自性がますます重要になってきております。しかし、今回倉田議長の取られた行動は、これから參議院改革の先頭に立たれる議長としては、民主主義を冒瀆する、議長にあるまじき行為であると言わざるを得ません。

振り返って四月二十二日、就任あいさつのとき、あなたは、この議場において、全參議院議員を前にして何と言われましたか。「公正無私を目指して、議院の正常かつ円満な運営を図り、もつて本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす覚悟でござります。」と、その覚悟のほどを述べられたはずです。ところが、倉田議長の今回の行為は、就任のときに述べられた議院の円満な運営を図ることとは正に反対の行為です。

そもそも健康保険法改正案は、失業率も依然として高い数字で推移しているような現下の厳しい経済状況の中において、サラリーマンの医療費患者負担を三割に引き上げ、また、老人医療の対象年齢を七十歳から七十五歳以上に段階的に引き上げるという、国民の生活に直接影響を与える改正案であります。いや、改悪案であります。この

失業率5%以上の不況下に国民に痛みを伴わせる以上は、当然、国民的合意があつてしかるべき法案です。

しかし、厚生労働委員会において、まだまだ審議時間が足りないとの声や公聴会を行つべき要求に何もこたえず、さらに、総理出席の総括質疑を求めていた委員会質疑中に、また、理事会協議を約束していたにもかかわらず、一方的に正に抜き打ちとでもいべき強行採決が行われました。しかも、阿部厚生労働委員長の声が全く聞こえない中、強行採決は行われたのです。当然、採決は無効とすべきであります。

いかに阿部委員長が委員会報告書を作成し、議長に提出し、それを議長が受理しても、委員会の議事録やその混乱の模様を報じたテレビがその眞実の姿を国民の前に明らかにしております。国民の目をこまかくわけにはいきません。正に議会制度の民主主義を踏みにじるものであります。

議長は、このような厚生労働委員会の審議経過を見るならば、円満、慎重な審議を行わなければならぬと言われるべきであります。しかるに、あなたは、議長職権によって会議の開会を強行決定し、野党のいない議場において本会議の開会を宣言し、本会議において強行採決が行われました。

議長、強行採決を行おうと本会議場に入られ、議長席に座られたあなたの胸に、何の痛みも感じられませんでしたか。議長の今回の行為は、良識の府としての参議院のあるべき方向と正に逆行するものであります。

議長、あなたの取るべき方法は、厚生労働委員会の阿部委員長からの報告書は真実とは違うので

はないか、議院運営委員会にもきちんとそのことを伝え、今回の採決を無効として改めて審議途中からやり直すことを指示すべきはすであります。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました倉田寛之参議院議長不信任決議案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

倉田議長は、去る四月二十二日、井上議長辞任の後を受けて選任された際、「公正無私を旨として、議院の正常かつ円満な運営を図り、もって本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす」と声明されました。しかしながら、七月二十五日の厚生労働委員会及び翌二十六日の本会議における健康保険法改悪の強行に際しての議長の議院運営は、自らの言明を大きく裏切るものであって、議院の正常かつ円満な運営を図り、もって本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす」としての公正公平な職分、職権を見失ったものであります。

倉田議長、今回あなたの取られた行動は、政権が維持できればなりふり構わないで突き進む政権与党の操り人形となってしまわれました。議長としての公正公平な職分、職権を見失ったものであります。

本院は、長い間、参議院制度の改革に、多くの先輩、そして現同志も含め、様々な議論を積み重ね今日に至っているところであります。この意味からも、倉田議長は議長としての資質が完全に欠落しています。倉田議長の行ったことは、日本の民主主義、議会制民主主義、日本における二院制を高める、こととは正に正反対の行動です。

本会議の強行開会、強行採決、強行づくめであり、民主主義の形骸化、参議院の形骸化を後世に残したことが、倉田議長、あなたの唯一の功績となります。

以上、私は、民主党・新緑風会を代表いたしましたが、自民党中央委員の質問が終わるや否や、その後に公明党の草川委員、日本共産党の私小池、国会改革連絡会の西川委員、社会民主党・護憲連合の大脇委員の四名の質疑が予定されていたにもかかわらず、自民党中央島理事が突如提案した動議なるものを、阿部正俊厚生労働委員

長は理事会にも諮らず唯々諾々と取り上げて強行し、四名の委員の質問権を乱暴に剥奪しました。理事会協議で与野党一致して合意していた議事日程を、問答無用とばかり委員会審議の途中で打ち切り、議員の最も重要な権能の一つである質問権が一言もなかったにもかかわらず、打切り動議で質問権を封殺した上、採決を強行しました。こうした与党の卑劣な態度こそが、この法案がいかに反国民的なものであるかをはっきりと物語っています。

しかも、直前まで与党からは採決を求める発言が一言もなかったにもかかわらず、打切り動議で質問権を封殺した上、採決を強行しました。こうした与党の卑劣な態度こそが、この法案がいかに反国民的なものであるかをはっきりと物語っています。

二十六日付け公明新聞によれば、公明党の木庭参議院国対委員長は、論点は整理され、出尽くしておらず、質問や答弁も同じ内容の繰り返しになつておりますが、法案についての審議が全くされており、法案についての審議が全くされていましたから打切りはやむを得ないと述べていますが、それなら二十五日には草川氏は一体何を質問しようとしていたのでしょうか。木庭氏はさらに、参院厚生労働委員会での採決は、国会のルールに従つた手順を踏んでおり、何ら瑕疵はありませんとも述べていますが、自分の党の委員の質問権が剥奪されているながら、どうして瑕疵がないなどと言えるのでしょうか。

さらに、野党理事が一致して求めていた公聴会開催についても、与党はいまだ結論が出ていません。しかし、屋に再度協議して伝えると述べていたのに、一言もその回答もせずに採決を強行したことでも重々あります。与党のやり方は正にだまし討ちと言ふばかりありません。

その上、当日並行して行われていた議院運営委員会の理事会で、与党は、厚生労働委員会で協議中の公聴会が議決されれば議運の理事会に諮る必要があるとの理由で理事会を休憩にしておきながら、厚生労働委員会では公聴会開催のための努力を一切放棄して、健保法案の採決を強行しました。一方で、休憩にしていた議運理事会を再開し、医療改悪法案の本会議上程を提案し、議長はそのための本会議開会を公報掲載し、翌日には本会議開会のベルを押したのであります。こうした議長の行為は、議員の最も重要な権能の一つである質問権剥奪という民主主義破壊の最悪の暴挙を追認することにほかなりません。

会は一体何のためにあるのでしょうか。たとえ法案に賛成の立場であったとしても、議会制民主主義を守るうとするならば、このような暴挙を認めではないはずであります。

こういう事態の下、倉田議長の果たすべき役割は、先ほど指摘したとおり、質疑打切り動議や採決なるものの経過を本院の先例などに照らして調査し、その無効を指摘して、厚生労働委員会に差し戻すことありました。それにもかかわらず、

倉田議長は、厚生労働委員会の経過の調査すら行わず、正常に復する努力を一切しなかったのであります。それとも、倉田議長はこの暴挙を暴挙と認識することすらできなかつたのでしょうか。そ

うであるなら、なおのこと議長の資格のないこと

は明瞭であります。

以上、倉田議長が院の民主的運営に全くふさわしくないことは明らかであり、不信任は当然であります。そのことを重ねて強調して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 大江康弘君。

[大江康弘君登壇、拍手]

○副議長(本岡昭次君) 大江康弘君。長不信任決議案に対し、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。(拍手)

百九十二回問題といつ長きにわたった通常国会も、今日一日であります。小泉内閣は、確固たる政治日程の目標も設定できず、これといった政治信念がないせいで、当初の日程では採決に至らず、会期延長を七月末までしたもの、逼迫した国民生活の実態を何一つ反映することのない法案審議に終始し、正に無駄な時間を過ぎてきたの

であります。

戦後、自民党は結党以来、国民生活の向上のため、また日本国の繁栄のため、そのバランスをうまく取ってきた時期がありました。過去形であります。私も、多少なりとも地方政治の経験過程で自民党に身を置き歩いてきた者として、正に政治の原体験は自民党にあったと言つても過言ではありません。

しかし、とりわけ昨今の失われた十年と言われた今日までの我が國の歩みや国民生活を振り返つたとき、真に政治が国民の思いや願いをどれほどしっかりととらえ、政策に反映をしてきただろうか。國民が汗を流し、苦しい日々を一日一日と歩いている姿に一体どれほど政治がこたえられてきただろうか。國民にとっては、正にこの失われた十年は不幸な十年であったと言わざるを得ません。

しかし同時に、私は、この議政壇上から声を大にしてただ一つだけ、この十年間、國民が間違った行動、誤った判断をしてきたことを言わなければなりません。古い権力行動を変えることができず、政官財の癒着体質からも脱却できず、そのぬるま湯につかり、國民に痛みと苦しみしか与えてくれなかつた自民党政権を選択してきたことであると、反省を求めて申し上げなければならないのです。

倉田議長、あなたは國民の声が聞こえますか。必死で今日も生きている國民の声が聞こえます

は国会議員固有の質疑権を強奪したものであり、当然許されるべきものではありません。今回の強行採決こそ國民に対する裏切りの何物でもないのではありません。古い権力行動を変えることができず、政官財の癒着体質からも脱却できず、そのぬるま湯につかり、國民に痛みと苦しみしか与えてくれなかつた自民党政権を選択してきたことであると、反省を求めて申し上げなければならぬことがあります。

倉田議長、あなたは國民の声が聞こえますか。必死で今日も生きている國民の声が聞こえます

は国会議員固有の質疑権を強奪したものであり、当然許されるべきものではありません。今回の強行採決こそ國民に対する裏切りの何物でもないのではありません。古い権力行動を変えることができず、政官財の癒着体質からも脱却できず、そのぬるま湯につかり、國民に痛みと苦しみしか与えてくれなかつた自民党政権を選択してきたことであると、反省を求めて申し上げなければならぬことがあります。

倉田議長、あなたは國民の声が聞こえますか。必死で今日も生きている國民の声が聞こえます

もかかわらず、ついぞ議長は目線を國民に合わせることなく、本来なら政黨会派にとらわれず公

なしにこのような負担を強いるということは、政

治家としての感性や姿勢を疑つるものであります。

このような大事な法案審議を数の力で押し切

り、強行採決という結果に対し、本来、議長、あなたのはすべきことは、まず阿部委員長の暴挙に

対しての審議のやり直しを指示することであり、

しかも阿部委員長の行動は合法や違法という法的

行動は、誠に情けないと言わざるを得ません。

また、阿部厚生労働委員長の行為も誠に残念で

あり、その責任は重大であります。民主主義で最

も尊重されるべきルール、しかも議会運営におい

て、それぞれの委員会での事前の理事会での合意

は最低限守られるべきものであり、与党公明党委員の質疑前に四人の質問者の権利を切り捨て、動議を取り上げた不見識さ、また採決に至った行為

は国会議員固有の質疑権を強奪したものであり、

当然許されるべきものではありません。今回の強

行採決こそ國民に対する裏切りの何物でもないの

ではありません。古い権力行動を変えることができず、政官財の癒着体質からも脱却できず、そのぬ

るま湯につかり、國民に痛みと苦しみしか与えて

くれなかつた自民党政権を選択してきたことであ

ります。

本來、この厳しいデフレ不況や構造不況の中、

本当に國民を思いやる気持ちがあれば、二兆円と

言われる負担を求める三方一両損というような小

金の問題に終始し、悲しいことに良識の府と言わ

れてきた本參議院の議長が不祥事の責任を取り辞職、辞任されたことであります。

しかし、天はチャンスを与えた、倉田議長、あなたがその後任として重責を託され、就任されたに

の生命に直結する大事な問題に、抜本的な改革も

なしにこののような負担を強いるということは、政

治家としての感性や姿勢を疑つるものであります。

このような大事な法案審議を数の力で押し切

り、強行採決という結果に対し、本来、議長、あなたのはすべきことは、まず阿部委員長の暴挙に

対しての審議のやり直しを指示することであり、

しかも阿部委員長の行動は合法や違法という法的

行動は、誠に情けないと言わざるを得ません。

また、阿部厚生労働委員長の行為も誠に残念で

あり、その責任は重大であります。民主主義で最

も尊重されるべきルール、しかも議会運営におい

て、それぞれの委員会での事前の理事会での合意

は最低限守られるべきものであり、与党公明党委員の質疑前に四人の質問者の権利を切り捨て、動

議を取り上げた不見識さ、また採決に至った行為

は国会議員固有の質疑権を強奪したものであり、

当然許されるべきものではありません。今回の強

行採決こそ國民に対する裏切りの何物でもないの

ではありません。古い権力行動を変えることができず、政官財の癒着体質からも脱却できず、そのぬ

るま湯につかり、國民に痛みと苦しみしか与えて

くれなかつた自民党政権を選択してきたことであ

ります。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているも

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(本岡昭次君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(本岡昭次君) これより開票いたしました。投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

一百三十一票

白色票

九十七票

青色票

百三十五票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第二 内閣總理大臣小泉純一郎君問責決議案
(委員会審査省略要求事件)
本決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とすることに御異議ございま

せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。角田義一君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔角田義一君登壇、拍手〕

○角田義一君 私は、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合の三会派及び西岡武夫君外一名を代表し、ただいま議題となりました内閣總理大臣小泉純一郎君に対する問責決議案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、決議案文を朗読します。

本院は、内閣總理大臣小泉純一郎君を問責する。

右決議する。

我が国はいまだかつてない、経験したことのない未曾有の混乱と危機に陥っておると言つても決して過言ではありません。デフレは長引き、企業倒産は相次ぎ、失業者は急増しております。希望を失い自殺をする人々の増加もまた同様に深刻な事態であります。バブルの宴に酔いしれた銀行の

経営陣や企業の経営者のモラルは今や地に落ち、銀行には膨大な不良債権が積み上がったまま、いまだその処理のめどさえ立つておりません。この現状に若者は夢を失い、さらに、ここまで堕落したかと思わせる政官業の癪着に対し、国民は政治に対する失望と無力感を抱いているのであります。

十四年度末時点では國債の残高が四百十四兆円、国、地方合計の長期債務残額も六百九十三兆円に達しようとしている現在、政府・与党は、相次い

こうした中で政府は、国民に将来、人生設計をどのように描けというのでありますか。正にお先真っ暗でありますか。この状況をもたらした最大の責任者である内閣總理大臣小泉純一郎君が日本のかじ取りを続ける限り、我が國に明るい未来が待っているとは私にはどうしても思えない 것입니다。

昨年四月に成立した小泉内閣は、いつとき八〇%を超える支持を集めましたが、この一年で、果たせるかな、つるべ落としのように急降下しました。これは決して国民の気まぐれから来たものではありません。正しく、小泉総理、あなた自身が招いた自業自得の産物であります。

言うまでもなく、総理大臣たる者、国家国民のためにその一身をささげる覚悟があつて当然あります。しかし、総理は、自らが犯した数々の失政を国民に押し付けることによってその身を守らうとしておられます。もはや、改革なくして成長なしと訴えるあなたに国民は疲弊し、創造的破壊が経済成長の源泉であるとの言葉はむなしく聞こえ、何ら実績の上がりがない政治に怒りを訴える声が沸々として沸き上がっているのです。

自信に満ちた日本、明るい展望が描ける日本のためには、小泉純一郎君がその責任を取つて、今日即刻辞職する以外に道は残されていないのです。

以下、具体的に問責の理由を申し上げます。
問責の第一の理由は、小泉内閣の経済財政運営の失敗であります。

十四年度末時点では國債の残高が四百十四兆円、国、地方合計の長期債務残額も六百九十三兆円に達しようとしている現在、政府・与党は、相次い

で追加デフレ政策やいわゆる骨太の方針第二弾を打ち出しました。しかし、中身といえば、以前どこで見た政策の前倒しや寄せ集めにすぎず、デフレ脱却への政治的意気込みも戦略も感じ取ることができません。

日本経済を覆うデフレ危機は、戦後、主要先進国にも体験したことのないたぐいのものであります。

また、経済財政諮問会議と政府税調あるいは自民党税調の間でどたばた劇を演じ、歳入改革である税制改革についても明確な方針を出すことができず、挙げ句の果てに出てきているのは、ただただ庶民いじめの強い増税姿勢であります。

負担と給付についての理念がなく、総理は一体、この国で働き、まじめに生活している人々を一体どこに連れていこうとするのですか。構造改革という名の下に、あなたは国民の生活を不安と失望で満たしているにすぎないのであります。

問責の第二の理由は、内閣におけるあなたの統率力のなさであります。

一年前、自民党をぶつぶすことを掲げて登場した小泉総理は、政策決定に当たり強烈に内閣主導を打ち出しました。しかし、佐藤元主任分析官や前島元課長補佐の逮捕に象徴される外務省の腐敗、藩陽総領事館事件、農林水産省の無策が引き起こしたBSE問題、防衛廳情報公開リストに関するさまざまな情報管理、福田内閣官房長官の非核

三原則見直し発言、さらには帝京大学医学部入学試験をめぐる宮路前厚生労働副大臣の口利き問題など、あなたの内閣になってから一体幾つの問題、不祥事が発生したんですか。国民世論を頼みとするあなたの内閣支持率が低下するのは当然であります。

そして、支持率の低下とともに、あなたは霞が関、永田町という旧来のシステムに頼り始め、それがますます改革に期待する国民の失望と不信を招く悪循環に陥ったのであります。当初の高い支持率は、今や単なる森前内閣の不人気の反動であつたことが明らかとなつておるのであります。かつて総理は、事あるごとに自民党を変える、日本を変えると発言されました。しかし、国民のための行政をすっかり忘れ、私利私欲のために組織防衛に走る外務省に対しては、単に外務大臣の首のすぐ替えで事を終えようとするなど、根本的な改革に何らの手を付けていないのであります。国外からは、日本の外交は利権の巣窟とみなされ、藩陽総領事館事件でも、日本は何もしない国とみなされたことは、著しく国益を損なったと言わざるを得ないのであります。

また、BSE問題では、国民が牛肉を食卓に上らせるこことをちゅうちょしてしまうほど政府に対する不信感を高めたにもかかわらず、武部農林水産大臣の責任を一切問わず、続投させ、関係者に大きな打撃を与えました。小泉総理、あなたはこの苦悩が理解できているのでしょうか。

さらに、防衛リース問題では、自民党的山崎幹事長が防衛庁に対して意見は言ったと認めながらも、報告全文の隠ぺいの指示ではないと苦しい発言をしています。正に、政府・与党はすべてを

防衛庁に責任をかぶせ、知らぬ顔の半兵衛を決め込もうとしております。しかし、そうした中でも総理は相変わらず、よく調査をしてすべてを明らかにしなさいと指示したの一点張りであります。BSE問題と同様、開かれた行政を求める国民意識の高まりになぜ顔を背けるのですか。総理の指示が与党にも大臣にも官僚にも無視される状況になぜ平然としているのですか。無責任極まりないとはこのことであります。

あなたは、大相撲やサッカーワールドカップの場面で感動したと言われました。そして私は今あなたに率直に申し上げたい、私どもは失望しましたと申し上げるのであります。

問責の第二の理由は、一連の政治腐敗にあなたは何ら有効な手だてを打っていないということです。

鈴木宗男衆議院議員については、北方領土の支援事業に絡む疑惑が次々と明るみに出てきています。

この御承知のとおりであります。そして、製材会社から金を受け取り、林野庁への処分の緩和などを働き掛けていた疑惑で、ついに逮捕されたのであります。また、加藤紘一前衆議院議員は、事務所の元代表が逮捕され、加藤氏自身にも政治資金を私的に流用していた疑いが持ち上がり、議員辞職に追い込まれました。誠に残念なことに、井上裕前参議院議長も、政策秘書が逮捕された責任を取って議員を辞職したのであります。最近では、あなたのかつてのパートナーであった田中真紀子前外務大臣の秘書給与流用疑惑も、いまだ解明されぬままであります。

総理は、疑惑が報道されるたびに、きちんと説明することが大事だ、出處進退は本人が判断する

ことだと繰り返し述べられております。自らの責任問題に発展することを極力避けようとする態度を取り続けておられます。しかし、国民は、この姿勢を、総理が政治と金の問題に主体的、積極的に取り組んでないと受け止めておるのであります。

政官業の癒着体质や金権体质、甘えがこれほどはっきりと現れたにもかかわらず、総理はこれをどこ吹く風とし、今や、自民党総裁でもあるあなたがこの問題で何ら指導力を發揮しないことに対する言い放った総理、あなた自身が責任逃れに

きゅうきゅうとしているさんは哀れすら感じるの

であります。あれは口先だけのことだったのかと憤っているのは、決して私一人ではありません。

問責の第四の理由は、総理の政治手法のまことにあります。内閣はこの国会で、有事法制、個人情報保護、健康保険改革の各関連法案を成立させようとした。しかし、これらの提出は正に拙速の一語に尽きるのであります。現に、与党内からも、なぜこの時期に急いで制定しなければならないのかと

以上、四点にわたり問責の主な理由を申し上げてまいりました。

このように、小泉内閣が、内政、外交の全般にわたって失政を続け、世界における信用を著しく失墜させ、ひいては議会制民主主義への信頼を失わせた責任は極めて重大であります。リストラや河期と言われるほど厳しい状況にあります。また、小泉内閣成立時から比べても、株価は一向に回復する兆しが見えません。

総理が現実の厳しさを自覚し、真摯に努力するなら、国民はまだ少しは辛抱するかもしれません。しかし、唐突に増税や負担増を出してくるのは、正に善良な国民をいじめるものでしかないと私は言わざるを得ないのであります。

マスコミも小泉改革をしぶみ癖と形容し、まずは大ぶろしき、次いで抵抗勢力と調整、最後の果実はわざかと論評しておるではありませんか。将

がなく、あなたの政治手法は手当たり次第の食い散らかしであり、何らの成果も出ていないのは当然のことと言わざるを得ません。

そして、国会の審議に当たっても、自民、公明、保守の三党の数の暴力によって健康保険関連法案を強行採決するなど、党利党略を全面に打ち出す暴挙によってむちゃくちやな国会運営を先導したことは、断じて許し難いところであります。

こうした政治姿勢に国民党はいつまでも我慢してはいられません。あなたが大上段に構え、人々の耳目を集めた数々の言葉や語録そのものが今や、総理、あなた自身をじわじわと追い詰めているのであります。

来の大増税や負担増に不安を感じ、消費を控え、何とか生活を守ろうと苦労している庶民の姿があなたには見えないのでですか。国民の意思はとうに小泉内閣を見限っているのであります。

ここに本院は、危機的状況にある日本経済を立て直し、国民の政治に対する信頼を回復させるために、内閣総理大臣小泉純一郎君を問責すべきであると考えます。

何とぞ、本決議案に対し、良識ある議員の方々、明日の日本のために、それぞれの立場を乗り越えて、勇気を持って御賛同賜りますよう訴え、趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 本決議案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。松谷蒼一郎君。

(松谷蒼一郎君登壇、拍手)

○松谷蒼一郎君 私は、自由民主党・保守党、公明党を代表いたしまして、さきに提出をされました小泉内閣総理大臣に対する問責決議案に対して、断固反対する討論を行うものであります。

(拍手)

今国会において、改革断行予算、郵政四法や健康保険法の一部改正法等、多くの重要法案が成立をいたしました。いずれも一内閣一つの仕事に値する改革のための重要な法案であり、大きな前進であります。

このことは、総理が構造改革の道筋を明確に示され、改革が着実に進みつることを正に物語るもので、野党諸君に理解していただけないのは誠に残念至極であります。

最近、内閣支持率は上昇し、五〇%台に乗る世

論調査も見られるようになりました。正にこのことが改革が成果を上げつつあるとの証明ではあります。しかし、野党よりも国民が理解を示しているのであります。

小泉総理は、

国民と痛みを分かち合うため、特殊法人について、十七法人の廃止を始め四十五法人の民営化、一兆円の経費削減等により歴代内閣がなし得なかつた大改革を断行しつつあります。また、財政予算面では、十四年度予算において国債発行を三十兆円に抑制し、五兆円を削減し、二兆円を重点分野に配分する等、改革断行予算を執行しつつあります。

株価低迷の中、三月金融危機等が声高に叫ばれ

ていまつたが、総理は、構造改革なくして成長なしの一貫した大方針の下、規制改革や重点七分野等へ対策の積極的展開がなされ、五月の月例経済報告において景気は底入れしていると判断するに至り、景況感も大幅に改善してまいりました。このように、構造改革と景気の回復の両立という難しい課題に総理は不退転の決意で取り組んでこられました。

(拍手)

今国会において、改革断行予算、郵政四法や健康保険法の一部改正法等、多くの重要法案が成立をいたしました。いずれも一内閣一つの仕事に値する改革のための重要な法案であり、大きな前進であります。

このことは、総理が構造改革の道筋を明確に示され、改革が着実に進みつることを正に物語るもので、野党諸君に理解していただけないのは誠に残念至極であります。

最近、内閣支持率は上昇し、五〇%台に乗る世

論調査も見られるようになりました。正にこのこと

が構造改革と景気回復の両立は我が国の再生のため避けて通ることのできない大命題であります。

○議長(倉田寛之君) 江田五月君。

〔江田五月君登壇、拍手〕

○江田五月君 私は、民主党・新緑風会を代表して、内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

外務省や政治家の不祥事の続発により失墜した行政や政治の信頼の回復について、引き続き氣を引き締めながら真剣に取り組んでいかねばならないことは言うまでもないことであります。

小泉総理は、政治と金の問題等についてその改

革に強い姿勢で臨まれてきました。今国会で、改正あっせん利得処罰法や入札談合防止法等、緊急に対処すべき対策法の成立を見ました。正に総理

のリーダーシップによるところであります。

我が自民党も、有識者の意見等を踏まえつつ、

政治資金の在り方等政界浄化の対策に真剣に取り組んでいるところであります。

国民の信頼を大きく裏切った外務省をめぐる一連の不祥事等については、総理のリーダーシップ

の下で出直し改革を断行し、緊急な課題が山積す

ずると明言されており、先般、第二次デフレ対策

を打ち出され、この二十六日には、総理は、経済

の最近の動向を踏まえて、経済活性化のために一

兆円を上回る先行減税を明確に打ち出されています。

総理は、かねてよりデフレ阻止に強い決意で臨

み、金融危機を起さないためあらゆる手段を講

ずると明言されており、先般、第二次デフレ対策

を打ち出され、この二十六日には、総理は、経済

の最近の動向を踏まえて、経済活性化のために一

兆円を上回る先行減税を明確に打ち出されています。

我々与党も政府とともに、内外の経済動向を細

心の注意をもって監視して、経済の危機管理に備

えつあります。いたずらに国民の不安をあおる

ような論調は、景気動向に悪影響を与える、景気を

に、与党が一致結束して小泉内閣を支持することを改めて申し上げ、問責決議に対する私の反対討議を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 江田五月君。

〔江田五月君登壇、拍手〕

○江田五月君 私は、民主党・新緑風会を代表して、内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

失速させるものであります。

構造改革と景気回復の両立は我が国の再生のため避けて通ることのできない大命題であります。

小泉総理は、数限りなくありますが、ここでは

の真価を最大限發揮すべきときであり、そのためには、政治の混乱や空白は一刻も許される状況で

は決してありません。

小泉総理は、政治と金の問題等についてその改

革に強い姿勢で臨まれてきました。今国会で、改

正あっせん利得処罰法や入札談合防止法等、緊急

に対処すべき対策法の成立を見ました。正に総理

は悪法の強行です。順次、説明します。

第一の理由は、経済運営の失敗です。

小泉内閣の誕生から今日まで、景気回復の兆し

は全く見られません。株価は今日も一萬円の大台

を割り込み、秋の金融危機の再燃が心配されま

す。経済政策に対する市場の反応は冷たい一語

に尽きる。景気対策といえば、相も変わらぬ効果

のないばらまき公共投資ばかりだからです。その

結果、国民生活はどうなっていますか。

まず、雇用。先月の完全失業率はやはり五・

四%で、高水準のままです。完全失業者数は三百六十八万人。小泉さんになってから三十万人以上

増えました。若者の就職難は未来にとってゆゆしきことです。中高年の場合は生活破綻に直結で

きます。次に、中小企業の経営危機。倒産件数は、五

月には一千七百三十件に跳ね上がっています。

昨年一年間の自殺者は三万三千四百十二人。四年

連続で三万人を超みました。事業不振や失業など

の経済・生活問題で、四十年代、五十年代の自殺が相

多く反対票が投じられるよう強く訴えるとともに

次いでいます。

それなのに、政府の景気判断は甘い。七月の月例経済報告は一部に持ち直しの動きと言いますが、国民の実感は違います。リストラされたサラリーマンや資金繰りに追われる中小企業者などの怨嗟の声に耳をふさぎ、いつまで大本営発表を続けますか。

景気回復に最も有効なのは個人消費の回復。それには国民の不安解消が不可欠です。ところが、医療費の一兆五千億円負担増の強行など、消費を萎縮させる政策を取り続けています。財政破綻は更に深刻。今年度末で国と地方の長期債務残高は六百九十三兆円。GDPの約一・四倍という、想像を絶する金額です。経済構造改革も財政構造改革も同時に達成している欧米諸国と、どちらも達成できない日本。対照的ですね。

最大の景気対策は、経済首脳の小泉首相の退陣です。

第二の理由は、小泉首相の一枚看板である構造改革が全くの偽物であったことが明らかとなつたことです。小泉構造改革の象徴は、道路公団など特殊法人改革と郵政改革です。これはどうなりましたか。

小泉さん、あなたは道路関係四公団改革を特殊法人改革の目玉と位置付け、民営化する方針を掲げましたね。しかし、具体策は先送り、民営化推進委員会を設置する法案を成立させただけ。あなたは私たち民主党の修正案を葬り去り、道路族の抵抗に屈したのです。

石油公団廃止法案は、単に看板の掛け替えにすぎません。私たち民主党は、調査団を出し、多くの役人の天下りを明らかにしました。無責任な元高級官僚に法外な報酬と退職金を与える続けるよう

な天下りをいまだに認めているような改革は偽物ですよ。

小泉首相は就任に際して、旧郵政省の訳の分からぬ論理は小泉内閣には通用しないと大声を出されました。しかし、先日の信書便法案は正にその旧郵政省の訳の分からぬ法案そのものでした。郵便貯金、簡易保険の改革はどうしますか。

小泉さん、利益誘導と公共事業依存の自民党政治は何も変わつていませんよ。あなたはかつて、構造改革に取り組まないなら自民党をぶっ壊すと豪語しましたが、今は、抵抗勢力は協力勢力であるなどと訳の分からぬことを言って、総裁の地位に居座っています。改革改革と絶叫して国民を欺くのはもうやめてほしい。抵抗勢力と妥協し、次から次へと後退する小泉首相が眞の構造改革の扱い手でないことは、だれの目にも明らかです。

第三の理由は、自民党政治の政官業癡着構造に対する小泉首相の無責任な態度です。

鈴木宗男容疑者は金にまつわる黒いうわさの人でした。しかし、自民党は彼を単独で自民党の比例代表名簿の一位候補としたのです。彼は自民党と書いてもらつて当選した人物です。ミスター自民党なのです。それなのに、総裁である小泉首相はなぜ議員を辞めると言えないのですか。弱みを握られているのですか。

今通常国会は、政治と金で大荒れとなり、政治浄化が重大課題となりました。ところが、政府・与党はいかにも及び腰でした。あせん利得処罰法改正は、与党案が成立しましたが、これは適用対象を国会議員の私設秘書に限つて拡大するだけです。この点でも小泉首相はお得意の人任せで、リーダーシップは發揮されませんでした。機密費

野党四派は実効の上がる対案を提出しましたが、修正は拒否されました。官製談合防止法案も

利権をむさぼる自民党的抵抗で中途半端。本当に残念です。

また、小泉首相、あなた自らが指示した公共事業受注業者からの政治献金禁止はどうですか。与党三党はあなたの指示を全く無視しました。小泉さん、あなたの改革は結局口先だけ。

宮路副大臣の事件など、数え上げれば切りがない。これでも小泉さんは馬の耳に念仏ですか。政治改革という点からも、あなたは内閣総理大臣には向いていません。

第四の理由は、小泉首相が外交面でも失態を重ね、外務省改革に積極的に取り組んでいないことです。

薄陽の日本総領事館の事件では、政府は毅然たる態度を全く示すことができませんでした。その後の韓国の対応と比べると、日本政府の無能さは目を覆うばかりです。

京都議定書については、結局、米国の説得に失敗したのです。有事法制については、アメリカ追随で世論の猛反発に遭いました。靖国神社の公式参拝でも、いたずらに近隣諸国との関係に緊張をもたらすだけ。小泉内閣の外交政策と安全保障政策は無定見と不手際が目立ちます。

外務省の不祥事はこの国会中も次から次へと表面化してきました。ところが、政府・与党の外務省改革案はいずれも場当たり的、局所的な対処にすぎず、不祥事の病巣は温存されたまま。危機感

問題に至っては、小泉内閣は真実隠べい内閣ですよ。

二十一世紀の国際社会の中で重要な役割を担わなければならない日本のトップリーダーとして、残念ながら小泉首相は適任ではありません。

第五の理由は、小泉首相が健康保険法改悪など国民生活を圧迫する政策を取り続けていることです。

五年前、厚生大臣だった小泉さん御自身が、医療費の本人負担を一割から二割に値上げした際に、三年以内の抜本改革を約束されました。今振り返って、改革は何か実現したのでしょうか。医療や保険制度、医師の信頼回復のための改革はすべて放置したまま、今回もまた国民に改革なしの負担増だけを押し付けています。約束違反と言われて反論できますか。

また、BSE問題でも、農水族の抵抗で実効ある対策を取れず、重大責任を負っている武部農水大臣をかばい続けました。国民の被害、莫大な税金。小泉さんは何も感じないのでですか。個人情報保護法案や人権擁護法案などもずさんさが目に余ります。

最後に、八月五日から強行しようとしている住基ネット。これは小渕元総理が個人情報保護法の成立がなければ稼働させないと国民に対し国会の反対意見を無視し、官僚の言いなりになつて、小渕さんの重い言葉を一蹴するのですか。ひどいですよ。

以上、小泉内閣総理大臣には責任を問う十分な理由があります。

我が國は、今、重大な岐路に立っています。国

民は、未来に希望を見いだせず、将来の人生設計を描けないまま流れに漂って不安な毎日を過ごしています。その最大の責任は小泉首相にあるのです。国と経済の再生のため、政治の刷新のため、生活の再建のため、そして何よりも子供たちの未来のためにこの問責決議案に賛同してください。心から訴えて、私の賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) 吉川春子君。

[吉川春子君登壇、拍手]

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、小泉内閣総理大臣に対する問責決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

小泉内閣が発足して一年三か月がたちました。

この間、小泉内閣は、腐敗政治を野放しにし、経済破綻をもたらし、失業者と不安定雇用を激増させ、医療を受ける権利を奪うなど、国民の暮らしを土台から壊し、将来の希望を奪いました。また、外交面では、戦争放棄の憲法を踏みにじりて、日本も戦争をする国とのイメージをアジア諸国や世界に広げたことなど、国政全般にわたって國民の期待を裏切ってきました。

以下、具体的に問責理由を述べます。

問責決議案に賛成する第一の理由は、経済のかけ取り不能によって国民生活に重大な脅威を与えているからです。

この一年間で完全失業者は四・九%から五・四%に、この期間も完全失業者は約三百七十万人おり、総務省の調査によれば、その半数以上は雇用保険が切れるなどして収入がありません。家族を含めると、その数倍の人が生活困難に直面しているのです。痛ましいことに、経済的理由で自

ら命を絶った人は一年間で七千人近くにも上りました。国民の所得は減り、経済の中心を成す個人消費は冷え込んだままです。これが失政でなく何でありましょうか。

総理が最大の看板にした不良債権の早期最終処理は、たくさんの中小企業、信金、信組など地域経済を支えてきた金融機関を無理やりつぶしていました。その結果はどうだったでしょうか。

一年前に約十八兆円だった不良債権は、今一・五倍の二十六・八兆円に膨れ上がりました。我が党が警告したように、景気の一層の悪化と新しい不良債権の発生という深刻な悪循環が作り出されたのです。

政府は、五月、景気の底入れ宣言なるものを行いました。しかし、その実態が、国民の暮らしに基礎を置いた国民経済の回復によるものではありませんでした。破綻が明らかになつたアメリカ型資本主義をお手本としてきた責任は厳しく問われなくてはなりません。

しかも、小泉内閣は、こうした経済悪化の下で、医療費の大幅な負担増を始め、雇用保険、年金などで新たに三兆円の負担増に加えて、消費税増税の計画など、幾重にも国民に負担を押し付けようとしています。これが日本経済を更に悪化させることは明らかではありませんか。

第二の理由は、利権・腐敗政治温存の責任についてです。

今国会はスキャンダル国会として歴史に名をとどめるだろうと新聞が書きましたが、小泉内閣の下で、鈴木宗男衆議院議員、加藤紘一自民党元幹事長、井上裕前参議院議長の疑惑が相次いで明る

みに出ました。いずれも自民党の、しかも有力な現職の国会議員による事件です。

今日の報道によれば、道路四公團民営化推進委員会の試算では、本四公團だけでも国民負担は最

大三兆円に上るとされています。私は、道路四公團民営化法案の審議で、東京湾アクアラインや第二東名・名神高速道路の公共事業受注企業から自

由、信仰の自由について、絶対的なものとは言えず、公共の福祉による制約を受けることはあり得

る」と述べていることでも明らかです。

第四の理由は、日本外交を破綻させた責任で余すところなく明らかにいたしました。

ところが、小泉総理は、進退は本人が決める」と言い、自ら真相を解明するとか自浄能力を發揮しようなどという真摯な態度はいささかも見せませんでした。野党は一致して、少なくとも公共事業受注企業からの政治献金禁止を求めましたがが、小泉総理は手を付けようとしませんでした。

国民に疑惑を招いた事件について、小泉総理にはそもそも当事者であるという自覚さえ欠けていると言わざるを得ません。

第三の理由は、憲法第九条を踏みにじり、日本をアメリカの戦争に参加させ、海外で武力行使を可能にする有事法を強引に進めようとしたことです。

この法案は、審議をすればするほど憲法第九条が禁止した武力の行使を可能にするものであること、そしてその戦争に憲法が保障する基本的人権を踏みにじって国民を動員するものであることが語に絶する悲惨な体験に基づいて打ち立てられた国です。だからこそ、歴代自民党政権が替わったとしても将来にわたって守り抜くと国で何度も答弁してきました。それを官房長官が取ったことです。

非核三原則は、広島、長崎への原爆投下とい

中でも重大なのは、福田官房長官が核兵器の保

持などを禁止する非核三原則について、変わることもあるかもしれません。アフガン復興支援国際会議へのNGO参加拒否問題、北方支援事業、中国瀋陽事件、そして非核三原則見直し発言など、そのどれを見ても日本外交への失墜を内外に示すものとな

りました。

小泉内閣ほど外交上の失態が相次いだ内閣はほ

かにありません。アフガン復興支援国際会議への

NGO参加拒否問題、北方支援事業、中国瀋陽事

件、そして非核三原則見直し発言など、そのどれ

を見ても日本外交への失墜を内外に示すものとな

りました。

中でも重大なのは、福田官房長官が核兵器の保

持などを禁止する非核三原則について、変わることもあるかもしれません。アフガン復興支援国際会議への

NGO参加拒否問題、北方支援事業、中国瀋陽事

件、そして非核三原則見直し発言など、そのどれ

を見ても日本外交への失墜を内外に示すものとな

りました。

小泉内閣ほど外交上の失態が相次いだ内閣はほ

かにありません。アフガン復興支援国際会議への

NGO参加拒否問題、北方支援事業、中国瀋陽事

件、そして非核三原則見直し発言など、そのどれ

を見ても日本外交への失墜を内外に示すものとな

りました。

中でも重大なのは、福田官房長官が核兵器の保

持などを禁止する非核三原則について、変わることもあるかもしれません。アフガン復興支援国際会議への

NGO参加拒否問題、北方支援事業、中国瀋陽事

件、そして非核三原則見直し発言など、そのどれ

を見ても日本外交への失墜を内外に示すものとな

りました。

小泉内閣ほど外交上の失態が相次いだ内閣はほ

かにありません。アフガン復興支援国際会議への

NGO参加拒否問題、北方支援事業、中国瀋陽事

件、そして非核三原則見直し発言など、そのどれ

を見ても日本外交への失墜を内外に示すものとな

りました。

中でも重大なのは、福田官房長官が核兵器の保

持などを禁止する非核三原則について、変わることもあるかもしれません。アフガン復興支援国際会議への

し、逆流を持ち込んだのです。被爆国政府としての公約を投げ捨てるものではありませんか。この一点を取っても、小泉内閣は政権を担う資格はないと言わなくてはなりません。

さらに、中国瀋陽の日本総領事館事件は日本外交の信頼性を根本から揺るがすものでした。我が党は、道理ある外交は事実の上に立つこそ可能

になるという立場に立つて事実関係の究明を追及しましたが、事実はいまだに明らかにされず、この問題の根本にある難民に対する我が國の方針はいまだに明らかにされないままです。日本外交の自主性、主体性喪失の根本には、外交はアメリカ賛成の第五は、基本的人権と民主主義を踏みにじる恐るべき体質です。

個人情報保護に名をかりたメディア規制法など民主主義の名に値しない法案の提出や、防衛庁り保護が整わないうちに住民基本台帳ネットワークを稼働させようとするなどは、基本的人権と民主主義をないがしろにすることなのです。個人情報が大量に流出するおそれがあるのに住基ネットを始動させることは、国民のプライバシーの重大な侵害です。事故が起きない保証は全くないではありませんか。

その他、BSE問題への対応、従軍慰安婦問題など、侵略戦争の反省をしないまま、他方、靖国神社を公式参拝しアジア諸国の感情を逆なでし、侵略戦争を肯定する歴史教科書を検定で合格させられたのは改革推進どころではありません。改革実現の機運に水を差し、古い自民党をぶっ壊すはるなど、そのどれを取っても内閣としての資質を問われる重大問題です。これをわずか一年余りの

間に次々に引き起こした内閣を、小泉内閣以外に私は知りません。

私は、小泉内閣が直ちに退陣することを強く求めて、小泉総理大臣に対する問責決議案に対する賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（倉田寛之君） 平野達男君。

〔平野達男君登壇、拍手〕

○平野達男君 私は、ただいま議題となりました小泉総理大臣問責決議案に賛成の立場から、かつ本国会を締めくくる意味の討論を行うものであります。（拍手）

小泉内閣は、発足と同時に、この国の将来を危うくする大罪を犯しております。

それはまず、古い自民党をぶっ壊すといった、これまでどの総理も吐かなかつた、一見新鮮かつ分かりやすく見えるものの、その実、内容のない軽い言葉と大げさな演出という挙に出ることによつて聞く者の目をくらまし、自民党政治の様々な矛盾を国民から覆い隠したことあります。

さらに、改革という言葉を繰り返し叫ぶことで、この国を大きく変えなければ展望が開けないとことに気付いた国民の心をうまく取り込みました。あたかも、この国が生まれ変わるかもしれないとの期待感だけを膨らませたのであります。小泉催眠術内閣、陰陽師内閣とも言われるゆえんであります。

しかし、小泉内閣ができるこの国の一體何が変わったというのでしょうか。小泉内閣がやつてきるのは改革推進どころではありません。改革実現の機運に水を差し、古い自民党をぶっ壊すはるなど、そのどれを取っても内閣としての資質を問われる重大問題です。これをわずか一年余りの

進めば取り返しの付かない状況にこの国を追い込むことになります。

小泉総理自身は、真剣に日本を変えたい、変えなければならぬと考へているかもしれません。少なくともそうではないと、総理に期待を寄せた国民は報われません。しかし、多分そうでしょう。少なくともそうないと、総理に期待を寄せた国民は報われません。

自民党から選ばれた総理が自民党をぶすことなどできないというこの事実に総理自身がなぜ気付かないのか、そこに総理としての根本的な資質の欠如を認めないわけにはいかないのです。

もつとも、気付いていても知らんぷりをしているということであれば何をか言わんであります。

自民党を中心とした内閣が続く限り日本を一新することはできない、そのことだけで既に小泉内閣がこれ以上存続すべき理由はないのです。

この単純な、しかし大事な事実に加え、以下、これまでの小泉内閣の実績を踏まえ、問責決議案に賛成する理由を申し述べたいと思います。

まず、理由の第一は、経済政策の無策であります。

構造改革なくして景気回復なし、総理が繰り返し言っている言葉であります。しかし、いまだにその構造改革が何を意味するのか、さらに、それがどのような仕組みで景気の回復に結び付くのか、これまで総理が自身の言葉できちんと言つたことを聞いたことがありません。そもそも、総理

にできることは民に任せるとのキャッチフレーズの下、鳴り物入りで登場した道路公団と郵政の民営化論。しかし、道路公団については、自身の民営化の理念さえ示さず、第三者機関に丸投げ。第三者機関の設置が改革が進んでいることのまがいものであります。

民にできることは民に任せるとのキャッチフレーズの下、鳴り物入りで登場した道路公団と郵政の民営化論。しかし、道路公団については、自身の民営化の理念さえ示さず、第三者機関に丸投げ。第三者機関の設置が改革が進んでいることのまがいものであります。

しかし、民間企業の参入を盛り込んだ郵政公社化関連法案では、法案の修正をめぐり、総理といわゆる党内の抵抗勢力との間でやらせの掛け合い漫才を

し、結局は民間企業が参入できない法案を成立させました。その一方、本丸である郵貯と簡保には

一切触れず、全くの先送り。

医療改革制度なるものに至っては、必要な改革はここでもすべて先送りしました。不景気であるにもかかわらず、患者負担と保険料の引上げといふ保険財政の帳切りを合わせただけのもの。それでこのままでは、いつまでも止まることはない。

も改革の名に倣するものではありません。専らに右の果て、与党は衆参とも強行採決によって法案を成立させるという歴政史に残る暴挙、愚挙に出た

総理は、内閣の支持率が上がろうが下がろうが
のであります。

改革に懇意の意欲に変わりはないと言つていいま
す。しかし、まがいものの改革に意欲を燃やされ
ては、国民も立つ瀬がないのであります。

昨日の九月のアジアで初めてのBSE感染牛の発見、翌日のアメリカでの同時多発テロ事件、二月の不審船事件、今年五月の中国遼陽の日本総領事事件。国民を震撼させる一方、我が国の危機管理の在り方が厳しく問われた重大な事件が多発しました。いずれも内閣の拙劣な対応が問題を一層深刻なものにしたという点、そして根本的な解決がいまだに示されていないという点において共通しております。正に内閣の危機管理能力の欠如を証明するものであります。

政府が提出了した有事関連三法案、政府、与党ぐるみで事實を隠ぺいしようとした防衛庁の情報公開請求リスト問題も、危機管理能力の欠如がはっきりと象徴されています。

ようがありません。あの法案が出てきたことが、そのこと 자체が有事であります。国会審議ではまことにやれやがれの議論がなされ、上院は否決せられました。このことは当然であり、法案を可決すべきではありません。

にしてしっかりと根本から作り直すべきであります。

理由の第四は、總理の政治倫理觀のなさであります。

今国会は、またもや政治と金をめぐるスキャンダル国会でありました。これまでと違う点は、そ

れが参議院の長まで関係するなど、暗い大きな広がりを持つてゐることであります。国民の政治不

信も極まりの感がありますが、にもかかわらず、小泉総理はひたすら傍観の姿勢を取り続けた

議員辞職せずに居座っている鈴木宗男議員について

いっては、出処進退は本人が判断すべきと意に介さず、秘書流用疑惑などをめぐる田中眞紀子前外相

の疑惑解明についても、まるで他人事でありました。

また、総理が抜け道だらけのあせん処罰法改正程度で自民党の利権体质が変わると考へてゐる

とすれば、言語道断であります。

おたがで繪じる」とは問題を矮小化してしまいます。

一つの政党が長いこと政権を担うことの弊害の典型、それが金権腐敗であります。その根絶は小

手先の改革ではどうにもならないことは、これまでの経過が証明しております。政治の仕組みを根

本から変える以外、有効な手だてはないのであります。

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案

午後三時一分開議
○議長(倉田寛之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際 日程に追加して、

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

案 食品衛生法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案は、ホームレスの自立の支援等に関する特別

国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、

ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであります。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案は、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国で製造がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる制度を創設しようとすることのあります。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、提出者であります森衆議院厚生労働委員長よ

り趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

一百三十一

○

反対

賛成

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する請願(一件)

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(一件)

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(三件)

精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の

に関する法律第十九条の改正に関する請願(三件)

(百)十五件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(八十

三件)

精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(四件)

障害者の雇用率引上げ及び職域開発に関する請願(二十六件)

脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(二

十六件)

小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願(一百四十九件)

○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。

よって、これらの請願は委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(倉田寛之君) 他の請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(倉田寛之君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(倉田寛之君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 関する法律案(第百五十二回国会參第四号)

一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(一件)

裁判所の人的及び物的充実に関する請願(二件)

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(一件)

願(一件)

院施設の増員に関する請願(四十七件)

裁判所の人的及び物的充実に関する請願(二件)

北方領土返還促進に関する請願(一件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。

まず、商業捕鯨の早期再開等に関する請願(四件)

件)は、委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。

よって、これらの請願は委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(倉田寛之君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 関する法律案(第百五十二回国会參第四号)

一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査

骨髓バンク事業の充実に関する請願(一件)

抗がん剤治療の改善に関する請願(一件)

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願(四

件)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 関する法律案(第百五十二回国会參第四号)

一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査

<p>総務委員会</p> <p>一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)</p> <p>一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇四号)</p> <p>備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p> <p>一、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇三号)</p> <p>一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査</p> <p>法務委員会</p> <p>一、人権擁護法案(閣法第五六号)</p> <p>一、法務及び司法行政等に関する調査</p> <p>外交防衛委員会</p> <p>一、外交、防衛等に関する調査</p> <p>財政金融委員会</p> <p>一、地域金融の円滑化に関する法律案(参第3号)</p> <p>一、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(参第八号)</p> <p>一、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)</p> <p>一、財政及び金融等に関する調査</p> <p>文教科学委員会</p> <p>一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査</p> <p>厚生労働委員会</p> <p>一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第四三号)</p> <p>一、社会保障及び労働問題等に関する調査</p>	<p>農林水産委員会</p> <p>一、農林水産に関する調査</p> <p>経済産業委員会</p> <p>一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第五号)</p> <p>一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査</p> <p>国土交通委員会</p> <p>一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査</p> <p>環境委員会</p> <p>一、環境及び公害問題に関する調査</p> <p>予算委員会</p> <p>一、予算の執行状況に関する調査</p> <p>決算委員会</p> <p>一、平成十一年度一般会計歳入歳出決算、平成十一年度特別会計歳入歳出決算、平成十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十一年度政府関係機関決算書</p> <p>一、平成十一年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>一、平成十一年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>一、平成十二年度一般会計歳入歳出決算、平成十二年度特別会計歳入歳出決算、平成十二年度政府関係機関決算書</p> <p>○議長(倉田寛之君) まず、総務委員長要求に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)</p> <p>○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。</p> <p>よって、いずれも委員会及び調査会の審査又は調査を閉会中も継続することに決しました。</p> <p>○議長(倉田寛之君) この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。</p> <p>総務委員長田村公平君、法務委員長高野博師君、外交防衛委員長武見敬三君、文教科学委員長橋本聖子君、厚生労働委員長阿部正俊君、農林水</p>
--	--

官 報 (号 外)

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号

議長の報告事項

討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による各通知書を受領

参議院議員大脇雅子君提出公務職場における臨時・非常勤職員等の実情に関する質問(第三二二号)答弁することができる期限 八月二十一十八

参議院議員齊藤勁君提出納稅者の権利利益の保護のための國税通則法の改正に關する質問(第

二二二二号)(同 九月九日)

参議院議員齋藤勁君提出固定資産税の安定確保

に關する質問（第三五号）（同 八月五日）

及び製造実績調査に関する質問(第三二六号)(同
九月四日)

健康保険法等の一部を改正する法律
知した。

健康増進法

ヴィエトナム社会主義共和国国會議長再任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辭任
田浦
直君
補欠
齊藤
滋宣君

参議院議員井上美代君外七名提出公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問に対する答弁書(第二十九号)

厚木基地上空の飛行・離発着訓練に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四二号)
セクシュアル・ハラスメントの被害者救済に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四三号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。

<p>議院運営委員会</p> <p>辞任</p> <p>南野知恵子君</p> <p>山下英利君</p> <p>補欠</p> <p>南野知恵子君</p> <p>山下英利君</p>	<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。</p>	<p>健康増進法案</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律案</p> <p>同議員から次の質問主意書が提出された。</p>
--	---	---

予算委員　去る二十六日議長において、次のとおり常任委員會の辭任を許可し、その補欠を指名した。

議長の報告事項		
	内閣総理大臣	川橋 幸子君
	岡崎トミ子君	吉岡 吉典君
	厚生労働大臣	千葉 景子君
	坂口 力君	秀世君
	国務大臣	緒方 靖夫君
	市田 忠義君	市田 忠義君

一七

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

予算委員会	厚生労働委員会
決算委員会	理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)
辞任	金田 勝年君 三浦 一水君
三浦 一水君	補欠
金田 勝年君	三浦 一水君
本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
辞任	辞任
三浦 一水君	三浦 一水君
松村 龍一君	金田 勝年君
鴻池 祥馨君	鴻池 祥馨君
本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会委員会	国際問題に関する調査会委員会
辞任	辞任
田浦 直君	田浦 直君
直君	直君
共生社会に関する調査会委員会	共生社会に関する調査会委員会
辞任	辞任
田浦 直君	田浦 直君
山崎 力君	山崎 力君
直君	直君
本日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員会	災害対策特別委員会
理事 弘友 和夫君 (弘友和夫君の補欠)	理事 高嶋 良充君 (高嶋良充君の補欠)
本日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。	本日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。
国 の 行 政 機 関 の 職 員 等 の 営 利 企 業 等 へ の 就 職 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案 (宮 本 岳 志 君 外 一 名 発 議) (參 第 四 号)	国 の 行 政 機 関 の 職 員 等 の 営 利 企 業 等 へ の 就 職 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案 (宮 本 岳 志 君 外 一 名 発 議) (參 第 四 号)
総務委員会に付託	総務委員会に付託
地 域 金 融 の 円 滑 化 に 關 す る 法 律 案 (櫻 井 充 君 外 四 名 発 議) (參 第 三 号)	地 域 金 融 の 円 滑 化 に 關 す る 法 律 案 (櫻 井 充 君 外 四 名 発 議) (參 第 三 号)
特 定 非 営 利 活 動 の 促 進 の た め の 法 人 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (江 田 五 月 君 外 九 名 発 議) (參 第 八 号)	特 定 非 営 利 活 動 の 促 進 の た め の 法 人 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (江 田 五 月 君 外 九 名 発 議) (參 第 八 号)
内閣委員会	内閣委員会
理事 齊藤 滋宣君 (齊藤滋宣君の補欠)	理事 齊藤 滋宣君 (齊藤滋宣君の補欠)
総務委員会	総務委員会
理事 高橋 千秋君 (高橋良充君の補欠)	理事 高橋 千秋君 (高橋良充君の補欠)
財政金融委員会	財政金融委員会
理事 入澤 肇君 (入澤肇君の補欠)	理事 入澤 肇君 (入澤肇君の補欠)
文教科学委員会	文教科学委員会
理事 小林 元君 (小林元君の補欠)	理事 小林 元君 (小林元君の補欠)
本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。	本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇一号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇一号)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)
法律の一部を改正する法律案(衆第15号)	法律の一部を改正する法律案(衆第15号)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)
法律の一部を改正する法律案(衆第16号)	法律の一部を改正する法律案(衆第16号)
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)
本日議長は、次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。	本日議長は、次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第五六号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第五六号)
法律の一部を改正する法律案(衆第15号)	法律の一部を改正する法律案(衆第15号)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)
法律の一部を改正する法律案(衆第16号)	法律の一部を改正する法律案(衆第16号)
内閣委員会	内閣委員会
理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)	理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)
内閣委員会	内閣委員会
件	件
議院運営委員会	議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件	一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
書が提出された。	書が提出された。
内閣委員会	内閣委員会
一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査	一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査

官 報 (号 外)

農林水産委員会	一、社会保障及び労働問題等に関する調査
一、農林水産に関する調査	一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第五号)
経済産業委員会	二、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する法律案(参第五号)	二、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する法律案(参第五号)
国土交通委員会	三、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する法律案(参第五号)	一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会	二、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会	一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会	一、平成十一年度一般会計歳入歳出決算、平成十一年度特別会計歳入歳出決算、平成十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十一年度政府関係機関決算書
計算書	二、平成十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
四、平成十二年度一般会計歳入歳出決算、平成十二年度特別会計歳入歳出決算、平成十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十二年度政府関係機関決算書	三、平成十二年度国有財産無償貸付状況総計算書
六、平成十二年度国有財産無償貸付状況総計算書	五、平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
七、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査	一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
行政監視委員会	二、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会	一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
国会等の移転に関する特別委員会	一、国会等の移転に関する調査
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会	一、金融問題及び経済活性化に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
会	一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
国際問題に関する調査会	一、国際問題に関する調査
共生社会に関する調査会	一、共生社会に関する調査
国民生活・経済に関する調査会	一、国民生活・経済に関する調査
内閣委員会	本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
一、個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第一号)	一、個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第一号)
二、警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)	二、警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
三、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七〇号)	三、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七〇号)
四、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七一一号)	四、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七一一号)
五、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第七一一号)	五、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第七一一号)
六、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)	六、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)
七、犯罪被害者基本法案(細川律夫君外四名提出、第一百五十一回国会衆法第六号)	七、犯罪被害者基本法案(細川律夫君外四名提出、第一百五十一回国会衆法第六号)
八、少子化社会対策基本法案(中山太郎君外八名提出、第一百五十一回国会衆法第五三号)	八、少子化社会対策基本法案(中山太郎君外八名提出、第一百五十一回国会衆法第五三号)
九、道路交通法の一部を改正する法律案(長妻昭君外一名提出、第一百五十一回国会衆法第五七号)	九、道路交通法の一部を改正する法律案(長妻昭君外一名提出、第一百五十一回国会衆法第五七号)
一〇、道路交通法の一部を改正する法律案(西村眞悟君提出、第一百五十一回国会衆法第六三号)	一〇、道路交通法の一部を改正する法律案(西村眞悟君提出、第一百五十一回国会衆法第六三号)
一一、防衛省設置法案(野田毅君提出、第一百五十一回国会衆法第六四号)	一一、防衛省設置法案(野田毅君提出、第一百五十一回国会衆法第六四号)
一二、一括交付金の交付等に関する法律案(中塚一宏君提出、第一百五十三回国会衆法第一号)	一二、一括交付金の交付等に関する法律案(中塚一宏君提出、第一百五十三回国会衆法第一号)
一三、民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案(鈴木淑大君外一名提出、第一百五十三回国会衆法第一号)	一三、民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案(鈴木淑大君外一名提出、第一百五十三回国会衆法第一号)
一四、消費生活用製品に係る危険情報の提供	一四、消費生活用製品に係る危険情報の提供

一〇、郵政事業に関する件	二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に 関する件
一一、消防に関する件	三、特許に関する件
法務委員会	四、中小企業に関する件
一、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案 (内閣提出第七九号)	五、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
二、民法の一部を改正する法律案(枝野幸男 君外七名提出、第百五十一回国会衆法第二 三号)	六、鉱業と一般公益との調整等に関する件
三、民法の一部を改正する法律案(漆原良夫 君外二名提出、第百五十一回国会衆法第五 四号)	七、農林水産委員会
四、裁判所法の一部を改正する法律案(平岡 秀夫君外五名提出、衆法第一八号)	八、国有財産に関する件
五、検察庁法の一部を改正する法律案(平岡 秀夫君外五名提出、衆法第一九号)	九、たばこ事業及び塩事業に関する件
六、精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律の一部を改正する法律案(水島広子君外 五名提出、衆法第一〇号)	一〇、印刷事業に関する件
七、裁判所の司法行政に関する件	一一、造幣事業に関する件
八、法務行政及び検察行政に関する件	一二、金融に関する件
九、国内治安に関する件	一三、証券取引に関する件
一〇、人権擁護に関する件	文部科学委員会
外務委員会	一一、学校教育法の一部を改正する法律案(武 正公君外三名提出、第百五十三回国会衆 法第二六号)
財務金融委員会	一二、文部科学行政の基本施策に関する件
一、母子及び寡婦福祉等の一部を改正する 法律案(内閣提出第六六号)	一三、生涯学習に関する件
外十名提出、第百五十一回国会衆法第三三 号)	一四、学校教育に関する件
二、日本銀行法の一部を改正する法律案(石 井紘基君外六名提出、第百五十一回国会衆 法第六一號)	一五、科学技術の研究開発に関する件
三、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機 構法の一部を改正する法律案(中川智子君 外八名提出、第百五十一回国会衆法第一三 三号)	一六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する 件
経済産業委員会	一七、農林漁業者の福祉に関する件
一、経済産業の基本施策に関する件	一八、農山漁村の振興に関する件
環境委員会	一九、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
一、環境保全の基本施策に関する件	二〇、陸運、海運、航空及び観光に関する件
二、循環型社会の形成に関する件	二一、北海道開発に関する件
	二二、気象及び海上保安に関する件
	四、医療法の一部を改正する法律案(今野東 君外十二名提出、第百五十一回国会衆法第 五五号)
	五、医療の信頼性の確保向上のための医療情 報の提供の促進、医療に係る体制の整備等 に関する法律案(山井和則君外三名提出、 衆法第一一号)
	六、健康保険法等の一部を改正する法律案 (五島正規君外三名提出、衆法第一三号)
	七、厚生労働関係の基本施策に関する件
	八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福 祉及び人口問題に関する件
	九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策 に関する件
	一〇、ダム事業の抜本的な見直し及び治水のた めの森林の整備の推進等のための緊急措置 法案(前原誠司君外一名提出、第百五十一 回国会衆法第三九号)
	一一、有明海及び八代海の再生に関するための特別 措置に関する法律案(古賀誠君外九名提 出、衆法第一三号)
	一二、有明海及び八代海を再生するための特別 措置に関する法律案(小平忠正君 外二名提出、第百五十一回国会衆法第二〇 号)
	一三、有明海及び八代海の再生に関する臨時措 置法案(佐藤謙一郎君外五名提出、衆法第 四〇号)
	一四、ダム事業の抜本的な見直し及び治水のた めの森林の整備の推進等のための緊急措置 法案(前原誠司君外一名提出、第百五十一 回国会衆法第三九号)
	一五、航空法の一部を改正する法律案(細川律 夫君外二名提出、第百五十三回国会衆法第 一三号)
	一六、国土交通行政の基本施策に関する件
	一七、国土計画、土地及び水資源に関する件
	一八、都市計画、建築及び地域整備に関する件
	一九、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
	二〇、陸運、海運、航空及び観光に関する件
	二一、北海道開発に関する件
	二二、気象及び海上保安に関する件

官 報 (号 外)

三、公害の防止に関する件	四、自然環境の保護及び整備に関する件
五、快適環境の創造に関する件	六、公害健康被害救済に関する件
七、公害紛争の処理に関する件	八、公害の防止に関する件
安全保険委員会	予算委員会
一、国の安全保障に関する件	二、行政監視委員会
九、行政監視に関する件	一、予算の実施状況に関する件
議院運営委員会	決算行政監視委員会
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(中井案)鳩山由紀夫君外四名提出、第百五十四回	一、平成十二年度一般会計歳入歳出決算
案提出、第百五十九回	平成十二年度特別会計歳入歳出決算
算書	平成十二年度国税収納金整理資金受払計算書
平成十二年度政府関係機関決算書	二、平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、平成十二年度国有財産無償貸付状況総計	四、歳入歳出の実況に関する件
八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件	五、国有財産の増減及び現況に関する件
九、行政監視に関する件	六、政府関係機関の経理に関する件
議院運営委員会	七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(中井案)鳩山由紀夫君外四名提出、第百五十九回	八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
九、行政監視に関する件	九、行政監視に関する件
議院運営委員会	三、公職選挙法の一部を改正する法律案(中井案)衆法第二五号)
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(中井案)衆法第二五号)	四、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井案)衆法第二五号)
案提出、第百五十一回	治君提出、第百五十一回
議院運営委員会	三、公職選挙法の一部を改正する法律案(中井案)衆法第二五号)
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(中井案)衆法第二五号)	四、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井案)衆法第二五号)
案提出、第百五十九回	治君提出、第百五十一回
議院運営委員会	三、国会法等改正に関する件
四、議長よりの諮問事項	五、その他議院運営委員会の所管に属する事項
災害対策特別委員会	一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前原誠司君外二名提出、第百五十回国会衆法第一九号)
動等に関する特別委員会	二、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(前原誠司君外二名提出、第百五十回国会衆法第一〇号)
国会等の移転に関する特別委員会	三、災害対策に関する件
一、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会	一、国際テロリズムの防止及び我が国の協力を支援活動等に関する件
青少年問題に関する特別委員会	一、青少年問題に関する件
武力攻撃事態への対処に関する特別委員会	二、武力攻撃事態への対処に関する件
安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)	一、安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)
立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出第八九号)	二、自衛隊法及び防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
厚生労働委員会	本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案(枝野幸男君外五名提出、衆法第四十七号)	ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案(枝野幸男君外五名提出、衆法第四十七号)
国土交通委員会	国土交通委員会
交通基本法案(細川律夫君外四名提出、衆法第二九号)	交通基本法案(細川律夫君外四名提出、衆法第二九号)
環境委員会	自然再生推進法案(谷津義男君外六名提出、衆法第四六号)
別委員会	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特
政治資金規正法等の一部を改正する法律案	政治資金規正法等の一部を改正する法律案
国会衆法第一八号)	国会衆法第一八号)
五、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件	六、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外三名提出、衆法第四一号)	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外三名提出、衆法第四一号)
古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八八号)	古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八八号)
沖縄及び北方問題に関する件	沖縄及び北方問題に関する件
四〇号)	四〇号)
五、国会法等改正に関する件	五、国会法等改正に関する件
司君外一名提出、第百五十一回	司君外一名提出、第百五十一回
国会衆法第一八号)	国会衆法第一八号)

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 議長不信任決議案 内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案

(岡田克也君外十名提出、衆法第一七号)
本日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成十三年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

議長不信任決議案
右の議案を発議する。

平成十四年七月三十日

議長	篠瀬 進	信任決議案
		を発議する。
四 年 七 月 三 十 日		
成者	本田 良一	高橋 千秋
浅尾慶一郎	福山 哲郎	鈴木 元
伊藤 基隆	吉岡 吉典	佐藤 勲
今井 澄	西岡 武夫	奥石 東
岩本 司	大淵 絹子	佐藤 道夫
江田 五月	朝日 俊弘	木俣 佳丈
小川 勝也	池口 修次	神本美恵子
大塚 耕平	今泉 昭	小林 元
勝木 健司	海野 徹	佐藤 寛
北澤 俊美	江本 孟紀	齋藤 劍
小宮山洋子	岡崎トミ子	櫻井 充
佐藤 雄平		高嶋 良充
佐藤 泰介		
佐藤 雄平		
佐藤 充		

理由
七月二十五日、参議院厚生労働委員会において、健康保険法改正案、健康増進法の審議が質疑の最中、突然打ち切られ、採決が強行された。衆議院でも強行採決がなされたことを知りながら、参議院でも阿部委員長が同様の対応をとったことは、許されない暴挙である。

この、健康保険法改正は、依然高い失業率で推移している景気状況のなか、国民に対し医療費負担増を強い内容を盛込んでいた。国民生活に直接影響の及ばず法案であり、審議を十分尽くして国民的合意を得るために、努力を行う事は当然の事である。

の本会議を開会するベルを倉田議長は、何のためらいもなく押した。倉田議長は、委員会での異常な運営を、正常な形に戻す努力を行う事は、当然の責務である。

公正かつ適正な議事進行を行わず、このような一方的な議事進行を行った事は、議長としての運営能力が欠如していると断じざるを得ない。このような、議長に国会の重責を担う能力は全くない。もはや、議長を辞任して頂くしかない。

ゆえに、倉田寛之議長の不信任決議案を提出す

しかししながら、審議時間は不十分も著しく、衆議院では審議不十分な中での、審議打ち切り強行採決であった。このような状況での参議院での法案審議でも、到底審議は全くされたとは言い難い。

さらに、この法案について参議院では公聴会も実施されていない。重要法案については、国会法に基づき、採決の前提として公聴会を実施する」とが先例である。われわれ野党は、国民の声・専門家の声を広く聞くための公聴会開催を提案した。それを全く無視し、採決に踏み切った。しかも、与野党が一致して合意していた、各会派の質問権も剥奪した。まさに、国民の声を軽視したやり方であると同時に、法案審議の手続きに瑕疵があつたと言える。この悪しき慣例を残すことば立法府、「良識の府」としての参議院そのものの存在に傷を付ける。

このようないわば瑕疵ある形で强行採決された法案を、本会議で採決する事は断じて許しがたい。(一)

右の議案を発議する。
内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案
平成十四年七月三十日

議長不信任決議
本院は、議長倉田寛之君を信任しない。
右決議する。

このような、瑕疵ある形で强行採決された法案を、本会議で採決する事は断じて許しがたい。こ

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)
- 第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)
- 第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条—第十四条)
- 附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策

の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確

保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

により、自らの自立に努めるものとする。
(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努力するものとする。

第二章 基本方針及び実施計画
(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十一条による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

五 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

七 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

八 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

九 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十一 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十二 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十三 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十四 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十五 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十七 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十八 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十九 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるわざわざある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

七 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

八 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

九 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十一 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十二 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十三 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十四 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十五 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十七 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

十八 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

十九 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

二十 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

二十一 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

二十二 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

二十三 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

二十四 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

二十五 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

二十六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

二十七 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

二十八 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

二十九 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

三十 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

三十一 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

三十二 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

三十三 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

三十四 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

三十五 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

三十六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

三十七 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

三十八 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

三十九 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

四十 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

四十一 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

官報 (号外)

画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くよう努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割的重要性に留意し、これらとの緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものと

する。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失效)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(審査報告書)

食品衛生法の一部を改正する法律案

右は本院提出案をここに送付する。
平成十四年七月二十二日
参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 緊賀 民輔

食品衛生法の一部を改正する法律
食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十三号)

第四条の二の次に次の二条を加える。

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し

の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を禁止することができる」とするとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰則を強化しようとするものであり、妥当な措置と認める。

意見を聽いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを告示をもつて禁止することができ

る。

一 第四条各号に掲げる食品又は添加物
二 第六条に規定する食品
三 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解除するものとする。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は

容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度、その他特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、衆議院・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを告示をもつて禁止することができる。

(号外)

二 次条第一項の規定により定められた規格に合はない器具又は容器包装

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条の第三項の規定は、第一項の規定による処分が行われた場合について準用する。この場合において、第四条の三第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

第二十二条中「又は第十二条の規定」を「若しくは第十二条の規定に違反した場合又は第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止」に改める。

「、第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項

の規定による禁止に違反した場合」を加える。

第二十九条第一項中「第四条」の下に「、第四条の三」を加える。

四条までの各条を「、第二十一条から第二十四条までの規定及び前条」に改め、同条を第二十九条の二の二とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二 中「厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

第三十条第一項中「二十万円」を「三百万円」に改める。

二 次条第一項及び第三十条の三中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十一条中「一に」「いすれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十九条の二」を「第二十九条の二の二」に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第四条の三第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)又は第九条の二第一項(第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による禁止に違反した者

第三十二条中「左の」を「次の」に、「に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条の二中「一に」「いすれかに」に、

「三万円」を「三十万円」に改める。

三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号

裁判所の人的及び物的充実に関する請願

第一四五二号、第二六〇七号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二八一五号、第三五五七号

三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号

「三万円」を「三十万円」に改める。

三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号

裁判所の人的及び物的充実に関する請願

第一四五二号、第二六〇七号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二八一五号、第三五五七号

「三万円」を「三十万円」に改める。

三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号

裁判所の人的及び物的充実に関する請願

第一四五二号、第二六〇七号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二八一五号、第三五五七号

審査報告書(法務委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成十四年七月三十一日

参議院議長 倉田 寛之殿 法務委員長 高野 博師

審査報告書(法務委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成十四年七月三十一日

参議院議長 倉田 寛之殿 法務委員長 高野 博師

内閣に送付するを要するもの

法務局、厚生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

内閣に送付するを要するもの

法務局、厚生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

審査報告書(外交防衛委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成十四年七月三十一日

参議院議長 倉田 寛之殿 外交防衛委員長 武見 敬三

審査報告書(外交防衛委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成十四年七月三十一日

参議院議長 倉田 寛之殿 外交防衛委員長 武見 敬三

内閣に送付するを要するもの

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

内閣に送付するを要するもの

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

審査報告書(文教科学委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり

五六号、第二七五九号、第二七六〇号、第二七八五号、第二七六一
八六号、第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、第二七九一
二七八九号、第二七九〇号、第二七八三九
二八三七号、第二八三八号、第二八三九
号、第二七八四〇号、第二八四一号、第二八
四二号、第二八四三号、第二八四四号、第二
八四五号、第二八四六号、第二八四七
二八五三号、第二八五四号、第二八五五
号、第二八五六号、第二八五七号、第二八
五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二
八六一号、第二八六二号、第二八六三
二八六九号、第二八七〇号、第二八六三
号、第二八六四号、第二八六五号、第二八
六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二
八六九号、第二八七〇号、第二八六三
二九〇三号、第二九〇四号、第二九〇五
号、第二九〇六号、第二九〇七号、第二九
〇八号、第二九〇九号、第二九〇一〇号、第二
九三五号、第二九三六号、第二九三七
二九四三号、第二九九四号、第二九九五
号、第二九九六号、第二九九七号、第二九
九八号、第二九九九号、第三〇〇〇号、第三
三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九

〔内閣に送付するを要しないもの〕

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

抗がん剤治療の改善に関する請願

一九九三号、第一〇三三号、第二〇六四号、第二一二四号、第二二七四号、第二九五号、第二二九六号、第二二〇一号、第二二〇二号、第二二三二七号、第二二三二八号、第二三三四二号、第二三二七一号、第二三二七二号、第二三二八四号、第二三二八五号、第二三二八六号、第二三二八七号、第二二三二八八号、第二三三三一号、第二三七七号、第二三二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二四五八号、第二四五九号、第二四八九号、第二五六七号、第二五六八号、第二二五六九号、第二五七〇号、第二二八一七号、第二二八一八号、第二二八七八号、第二二九九号、第二二九七九号、第二二九八〇号、第二二九八一号、第二三〇三九号、第二三一一四号、第二三一一五号、第二三六一一号、第二三六二号、第二三三四六号、第二三三四七号、第二三五〇六号、第二三五四二号、第二三五四三号、第二三五四四号、第二三五六三号、第二三五六六号、第二三六七七号、第二三六七八号、第二三七八九号、第二三七九〇号、第二三九一〇号、第二三九二四号、第二三九四一号、第二四〇一〇号、第二四一〇八号、第二四一〇九号、第二四一四号、第二四二八〇号、第二四二八一号、第二四三〇五号、第二四三一七号、第二四三二三号、第二四三三四号、第二四四五九号、第二四六二四号、第二四七三六号

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号

投票者氏名

保坂	三藏君	真鍋	賢二君
舛添	要一君	松村	龍二君
岩夫君	三浦	一水君	
松山	政司君	宮崎	
溝手	顯正君	森田	次夫君
森下	博之君	森山	裕君
森元	恒雄君	山内	俊夫君
矢野	哲朗君	山崎	正昭君
山崎	力君	山下	善彦君
山下	英利君	吉田	博美君
山本	一太君	若林	正俊君
吉村剛太郎君	脇 雅史君	荒木	清寛君
魚住裕一郎君	風間 祐君	加藤	修一君
白浜 一良君	木庭健太郎君	草川	昭三君
浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	高野	博師君
弘友 和夫君	松 あきら君	鶴岡	洋君
山口那津男君	山本 香苗君	日笠	勝之君
山本 渡辺	孝男君	福本	潤一君
		森本	晃司君
		山下	栄一君
		山本	保君

有馬	朗人君	泉	信也君
岩城	光英君	入澤	馨君
上杉	光弘君	加治屋	義人君
小野	清子君	加納	時男君
大島	慶久君	景山	俊太郎君
太田	豊秋君	片山	虎之助君
岸	宏二君	龟井	郁夫君
久世	公義君	沓掛	哲男君
小林	溫君	小泉	顯雄君
鴻池	祥譽君	佐々木	知子君
斎藤	十朗君	佐藤	泰三君
佐藤	泰三君	清水	嘉与子君
田浦	直君	嘉与	子君
田村	公平君	竹山	孝雄君
谷川	秀善君	世耕	弘成君
月原	茂皓君	鶴保	庸介君

中島	啓雄君	中曾根弘文君	西銘順志郎君	仲道	俊成君
野沢	太三君	南野知惠子君	服部三男雄君	藤井	基之君
日出	英輔君	真鍋	賢一郎君	松谷蒼	一郎君
		二君		松村	龍二君
				三浦	一水水君
				宮崎	秀樹君
				森田	次夫君
				森山	裕君
				山内	俊夫君
				山崎	正昭君
				吉田	善彦君
				若林	博美君
				伊藤	基隆君
				浅尾慶	一郎君
				今井	澄君
				岩本	司君
				江田	五月君
				木俣	小川
				佳文君	勝也君
郡司	彰彭君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	木俣	佳文君

小宮山洋子 佐藤 泰介 佐藤 雄平 櫻井 鈴木
内藤 正光 羽田雄一郎 高橋 千秋 谷林 正昭 辻 泰弘
平田 健二 福山 哲郎 藤原 正司 本田 良二 円 より子
山根 隆治 和田ひろ子 木戸健太郎 魚住裕一郎 風間 旭
蓑科 満治 松 あきら 浜田卓二郎 木口那津男
渡辺 孝男 井上 美代 山本 香苗

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案
（衆議院提出）

關谷 勝嗣君

有馬 朗人君
泉 信也君
入澤 肇君
岩城 光英君
上杉 光弘君
小野 清子君
大島 廣久君
太田 豊秋君
加治屋義人君
加納 時男君
景山俊太郎君
片山虎之助君
龜井 郁夫君
岸 宏一君
久世 公堯君
沓掛 哲男君
小泉 顯雄君
小林 溫君
鴻池 祥肇君
佐々木知子君
佐藤 泰三君
斎藤 十朗君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
世耕 弘成君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
谷川 秀善君
月原 茂皓君
鶴保 庸介君

中島	啓雄君	中曾根弘文君	西銘順志郎君	仲道	俊成君
野沢	太三君	南野知惠子君	服部三男雄君	藤井	基之君
日出	英輔君	真鍋	賢一郎君	松谷蒼	一郎君
		二君		松村	龍二君
				三浦	一水水君
				宮崎	秀樹君
				森田	次夫君
				森山	裕君
				山内	俊夫君
				山崎	正昭君
				吉田	善彦君
				若林	博美君
				伊藤	基隆君
				浅尾慶	一郎君
				今井	澄君
				岩本	司君
				江田	五月君
				木俣	小川
				佳文君	勝也君
郡司	彰彭君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	木俣	佳文君

小宮山洋子 佐藤 泰介 佐藤 雄平 櫻井 鈴木
内藤 正光 羽田雄一郎 高橋 千秋 谷林 正昭 辻 泰弘
平田 健二 福山 哲郎 藤原 正司 本田 良二 円 より子
山根 隆治 和田ひろ子 和田健太郎 魚住裕一郎 風間 旭
薬科 満治 松 あきら 木口那津男
浜田卓二郎 木口那津男 渡辺 孝男 井上 美代

進検討報告書」の「地方公共団体における公共施設等の耐震改修等の現状」の調査結果について問うものと解されるところ、同報告書においては、お尋ねの「耐震性がないと推計され、未改修になっている公立の小中高校」の建物の棟数については、推計していない。

御指摘の「七万六千五二棟」は、各地方公共団体が平成十三年三月三十一日までに、当該地域の実状を踏まえてそれぞれの判断で実施した耐震診断において対象とされた公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の建物(以下「公立学校の建物」という。)のうち、耐震性がないと診断されたものの割合を、耐震診断を実施していない公立学校の建物についても一律に当てはめる方法で算出したものであって、公立学校の建物の耐震性の実態を正確に反映したものであるとは必ずしも言い難いことから、更に同様の手法で都道府県ごとの推計を行うことは差し控えたい。

なお、前記調査結果によれば、都道府県別の公立学校の建物の総棟数及びそのうち耐震性を有する建物(昭和五十六年以前に建築された建物であつて耐震診断未実施のものを除く。)の棟数は、別表一のとおりである。

二について

公立の小学校、中学校及び高等学校の施設については、地震等の非常災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、その多くについては地域住民の避難場所としての役割を果たさせるため、その耐震性の確保を図ることは重要であると考える。

(以下「小中学校の施設」という。)の改築又は耐震性の向上を目的とした補強(以下「耐震補強」という。)に係る事業(以下「改築補強事業」という。)については、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十二年法律第八十一号)第三条第一項等により、これに要する経費が国庫負担又は国庫補助の対象とされている。また、文部科学省においては、市町村に対し、都道府県の教育委員会を通じ、改築補強事業について国庫負担金又は国庫補助金を活用するなどして速やかに必要な措置を講ずるよう通知等により要請している。さらに、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)第四条等により、地震防災上緊急に整備すべき木造以外の校舎の耐震補強に係る事業については、国庫補助の割合を当該事業に関する法令の規定にかかわらず二分の一にする特例措置が講じられている。

地盤防災対策の緊急性にかんがみ、今後とも、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、右のような施策を実施するなどして、小中学校の施設の耐震性の一層の向上を図るとともに、市町村による小中学校の施設の計画的な整備を促してまいりたい。

(以下「義務教育施設の不足等」といふ。)については、必要な地方財政措置を講じているところであり、これを通じて都道府県等における耐震性の確保のための取組を促してまいりたい。

三について

国有財産については、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第九条第一項により、適正な

対価なくしてこれを貸し付けてはならないものとされており、その趣旨を踏まえて、貸付けに係る土地上の施設の増改築についても相当額の承諾料を納付させることとしているところである。

もっとも、地方公共団体に対する公立の義務教育諸学校の施設(以下「義務教育施設」といふ。)の用に供する国有財産の貸付けについては、先の大戦において破壊された校舎等の復旧及び義務教育の年限の延長による義務教育施設の不足の解消が急務であるとの政策的必要性から、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条第一項により、時価からその五割以内を減額した対価で貸し付けることができることとされた。また、児童又は生徒の急増地盤等においては、特に義務教育施設の整備に急を要することとから、昭和四十八年における同法の一部改正により、このような特別の事由がある地域においては、無償で貸し付けることができるものとされたところである。さらに、増改築承諾料についても、同法の規定の趣旨を踏まえ同様に減額を行っている。

御指摘の貸付料の免除や増改築承諾料の廃止については、近年、いわゆる少子化により児童生徒数が減少しており、義務教育施設の不足等の状況が認められず、また、現下の厳しい財政状況にかんがみ、税外収入の確保を図る必要があることなどに照らすと、これらの措置を採る状況にはないものと考へる。

四について

義務教育施設の便所の整備については、これまでにも国庫補助事業の対象を拡大するなどして必要な国庫補助等を行ってきたところであるが、今後とも、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、必要な予算額を措置するよう努めてまいりたい。

官 報 (号 外)

別表一

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 質問主意書及び答弁書

官 報 (号 外)

別表一

都道府県												別表二	長崎県						
埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城县	岩手県	青森県	北海道	平成十三年度 貸付料の納付額 (百万円)		平成十四年度 改築承諾料の納付額 (百万円)	平成十四年度 改築承諾料の納付予定額 (百万円)	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
八六	一三	三二	六四	三	○	二七	二六	○	九	三二					三、〇五九	一、一二三			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一六一	一六二、六六一	三、二九九	四、三四三	二、一九〇	二、二三四	九八九	一、二三九	三、〇一八
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一六一	七四、一五一	二、〇三五	二、八二三	七八六	九八九	一、一二三	一、一二三	三、〇五九

官報(号外)

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 質問主意書及び答弁書

別表三

宮	岩	青	北	都道府県	島	山	廣
城	手	森	海	道	島	口	島
県	県	県	道	県	県	県	県
平成十三年度に改造を行った学校 の数							
平成十四年度に改造を行うこと している学校の数							
四	一〇	〇	三五				
三	二	二	八				
全	国	沖	鹿	宮	大	熊	高
國	計	繩	児	崎	分	本	知
		県	島	縣	県	県	県
二、七九四	六	〇	九	一	九	二	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

京	滋	三	愛	静	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋
都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	潟	奈	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田
府	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	川	都	県	県	県	县	县	县	县	
三七	一三	六	三九	三	八	二	三	二	一	二	一九	七三	四四	二九	三五	四	二	三	二	二	〇
一四	四	八	四一	五	三	二	一	〇	〇	二	六	四〇	三九	二〇	三三	一三	一	一	〇	一	一

官 報 (号外)

大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	鳥 取 県	島 根 県	岡 山 県	広 島 県	山 口 県	徳 島 県	香 川 県	愛 媛 県	高 知 県	佐 賀 県	熊 本 県	大 分 県	宮 崎 県	鹿 児 島 県	沖 縄 県	全 国 計
																			八一
																			四七

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 質問主意書及び答弁書

〔参照〕
七月二十九日及び七月三十日は、会議を開くに至らなかつたが、参考のため左にその会議の日時を掲載する。

七月二十九日 午前十時 本会議
七月三十日 午前十時 本会議

官 報 (号 外)

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号

第三十五種郵便物認可日
明治三十五年三月三十日

(第41号の発送は都合により後日となる
ため、第43号を先に発送しました。)

発行所
〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目四八番二号
財務省印刷局

電話
03(3587)4294

定価
本体 120円
郵便料金 100円